

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

船橋市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを回避するために、特定個人情報ファイルの適正な取扱いを確保し、特定個人情報の漏えいその他の事態を未然に防ぐため、事前分析を行い適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

国民健康保険に関する事務において取り扱う全てのシステム操作者に対しては、守秘義務を課し、事務に応じた操作権限を設定している。また、システム操作に係る履歴を保存し、操作者を特定できるよう対策を講じている。
業務委託先事業者に対しては、業務目的以外での特定個人情報の利用の禁止を義務付ける等の制限を契約書に含める等の対策を講じている。

評価実施機関名

船橋市長

公表日

令和5年12月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	<p>国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)に基づき、以下の事務を行う。</p> <p>①社会保険離脱や出生・死亡・転入・転出等の資格異動に伴う被保険者資格の得喪認定 ②所得等の情報を基にした軽減措置等の適用、保険料計算及び賦課、徴収 ③医療機関等からのレセプトの審査及び医療機関等への保険者負担分の支払い業務 ④出産育児一時金、葬祭費及び傷病手当の支給並びに第三者行為による損害賠償金の請求 ⑤国民健康保険制度の趣旨の普及</p> <p>また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号。以下「番号法」という。)の別表第一の三十の項の規定により、以下の事務において個人番号を利用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険法による被保険者に係る申請等の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務 ・国民健康保険法による被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、食事療養標準負担額減額認定証、生活療養標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務(国民健康保険法による被保険者に係る申請等の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務を除く。) ・国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務 ・国民健康保険法第四十四条第一項の一部負担金に係る措置に関する事務 ・国民健康保険法第六十三条の二の一時差止めに関する事務 ・国民健康保険法第七十六条第一項の保険料の徴収又は同条第二項の保険料の賦課に関する事務 ・国民健康保険法第八十二条第一項又は第三項の保健事業の実施に関する事務 ・国民健康保険法第一百三十三条の二第一項の資料の提供等の求めに関する事務 <p>「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認の仕組みの導入を行うとされたことと、当該仕組みのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集又は整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用又は提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。))又は社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。))」(以下「支払基金等」という。))に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。))及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。))が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。</p> <p><オンライン資格確認等システムに係る資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認に係る業務」という。)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得及び紐付け情報の提供を行う。
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none"> 1. 国民健康保険システム 2. 宛名システム(国民健康保険・国民年金共通) 3. 団体内統合宛名システム(番号連携サーバー) 4. 自治体中間サーバー 5. 国保総合システム及び国保情報集約システム 6. 医療保険者等向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険ファイル、国保総合(国保集約)システム	

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第九条第一項及び別表第一の三十の項 <オンライン資格確認に係る業務> ・番号法第九条第一項及び別表第一の三十の項 ・国民健康保険法 第百十三条の三 第一項及び第二項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> [実施する] <div style="text-align: right;"> <p><選択肢></p> <p>1) 実施する</p> <p>2) 実施しない</p> <p>3) 未定</p> </div> </div>
②法令上の根拠	<p>(船橋市が照会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第十九条第八号並びに別表第二の四十二の項、四十三の項、四十四の項及び四十五の項 <p>(船橋市が提供)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第十九条第八号並びに別表第二の一の項、二の項、三の項、四の項、五の項、九の項、十二の項、十五の項、十七の項、二十二の項、二十六の項、二十七の項、三十の項、三十三の項、三十九の項、四十二の項、四十六の項、五十八の項、六十二の項、七十八の項、八十の項、八十七の項、八十八の項、九十三の項、九十七の項、百六の項、百九の項及び百二十の項 <p><オンライン資格確認に係る業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法 附則第六条第四項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第百十三条の三 第一項及び第二項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	船橋市健康福祉局健康部国保年金課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	船橋市総務部総務法制課 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2丁目10番25号 電話 047-436-2062
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	船橋市健康福祉局健康部国保年金課 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2丁目10番25号 電話 047-436-2395

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満]
いつ時点の計数か	令和5年9月29日 時点
<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]
いつ時点の計数か	令和5年9月29日 時点
<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満	
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]
<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="radio"/>] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年5月7日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)に基づき、以下の事務を行う。 (略) ・国民健康保険法第十三条の二第一項の資料の提供等の求めに関する事務	「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」により～から以下を追加	事前	
令和2年5月7日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 国民健康保険システム 2. 宛名システム(国民健康保険・国民年金共通) 3. 団体内統合宛名システム(番号連携サーバー) 4. 自治体中間サーバー 5. 次期国保総合システムおよび国保情報集約システム	1. 国民健康保険システム 2. 宛名システム(国民健康保険・国民年金共通) 3. 団体内統合宛名システム(番号連携サーバー) 4. 自治体中間サーバー 5. 国保総合システムおよび国保情報集約システム 6. 医療保険者等向け中間サーバー等	事前	
令和2年5月7日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	国民健康保険ファイル	国民健康保険ファイル、国保総合(国保集約)システム	事後	
令和2年5月7日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第九条第一項及び別表第一の三十の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年/内閣府/総務省/令第五号)第二十四条	・番号法第九条第一項及び別表第一の三十の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年/内閣府/総務省/令第五号)第二十四条 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号法第九条第一項及び別表第一の三十の項 ・平成二十六年/内閣府/総務省/令第五号 第二十四条 ・国民健康保険法 第十三条の三 第一項及び第二項	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年5月7日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(船橋市が照会) (略) (船橋市が提供) ・別紙1のとおり	(船橋市が照会) (略) (船橋市が提供) ・別紙1のとおり <オンライン資格確認の準備業務> ・番号法 附則第六条第四項 (利用目的: 情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第百十三条の三 第一項及び第二項	事前	
令和2年5月7日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年10月31日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年5月7日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年10月31日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>(略)</p> <p>④出産育児一時金及び葬祭費の支給並びに第三者行為による損害賠償金の請求</p> <p>(略)</p> <p>「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。</p>	<p>(略)</p> <p>④出産育児一時金、葬祭費及び傷病手当の支給並びに第三者行為による損害賠償金の請求</p> <p>(略)</p> <p>「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認の仕組みの導入を行うとされたことと、当該仕組みのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集又は整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用又は提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)又は社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p><オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。 	<p><オンライン資格確認等システムに係る資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認に係る業務」という。)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得及び紐付け情報の提供を行う。 	事後	
令和4年3月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	5. 国保総合システムおよび国保情報集約システム	5. 国保総合システム及び国保情報集約システム	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月31日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第九条第一項及び別表第一の三十の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年/内閣府/総務省/令第五号。以下「平成二十六年/内閣府/総務省/令第五号」という。)第二十四条 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号法第九条第一項及び別表第一の三十の項 ・平成二十六年/内閣府/総務省/令第五号 第二十四条 ・国民健康保険法 第百十三条の三 第一項及び第二項 	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第九条第一項及び別表第一の三十の項 <オンライン資格確認に係る業務> ・番号法第九条第一項及び別表第一の三十の項 ・国民健康保険法 第百十三条の三 第一項及び第二項 	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(船橋市が照会) ・番号法第十九条第七号並びに別表第二の四十二の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年/内閣府/総務省/令第七号。以下「平成二十六年/内閣府/総務省/令第七号」という。)第二十五条)、四十三の項(平成二十六年/内閣府/総務省/令第七号第二十五条の二)、四十四の項(平成二十六年/内閣府/総務省/令第七号第二十六条)及び四十五の項(平成二十六年/内閣府/総務省/令第七号未公布) (船橋市が提供) ・(別紙1 令和2年3月6日現在)のとおり <オンライン資格確認の準備業務> ・番号法 附則第六条第四項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第十三条の三 第一項及び第二項	(船橋市が照会) ・番号法第十九条第八号並びに別表第二の四十二の項、四十三の項、四十四の項及び四十五の項 (船橋市が提供) ・番号法第十九条第八号並びに別表第二の一の項、二の項、三の項、四の項、五の項、九の項、十二の項、十五の項、十七の項、二十二の項、二十六の項、二十七の項、三十の項、三十三の項、三十九の項、四十二の項、四十六の項、五十八の項、六十二の項、七十八の項、八十の項、八十七の項、八十八の項、九十三の項、九十七の項、百六の項、百九の項及び百二十の項 <オンライン資格確認に係る業務> ・番号法 附則第六条第四項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第十三条の三 第一項及び第二項	事後	
令和5年3月29日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	船橋市総務部法務課 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2丁目10番25号 電話 047-436-2062	船橋市総務部総務法制課 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2丁目10番25号 電話 047-436-2062	事後	
令和5年12月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	船橋市健康福祉局健康・高齢部国保年金課	船橋市健康福祉局健康部国保年金課	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	船橋市健康福祉局健康・高齢部国保年金課 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2丁目10番25号 電話 047-436-2395	船橋市健康福祉局健康部国保年金課 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2丁目10番25号 電話 047-436-2395	事後	
令和5年12月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和5年9月29日 時点	事後	
令和5年12月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和5年9月29日 時点	事後	